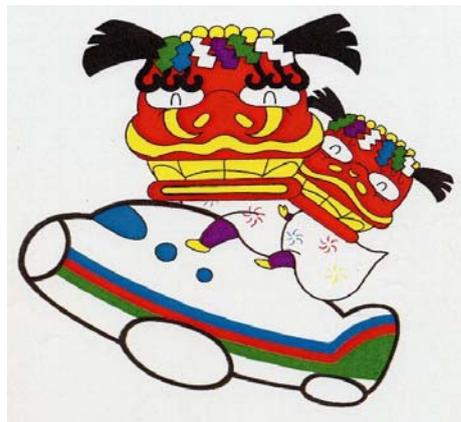


平成19年度
第1回高松市香南地区地域審議会臨時会
会議録

と き：平成20年2月8日（金）

ところ：高松市立香南公民館2階講堂



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

平成19年度 第1回高松市香南地区地域審議会臨時会 会議録

1 日時

平成20年2月8日(金) 午後2時開会・午後3時30分閉会

2 場所

高松市立香南公民館2階 講堂

3 出席委員 15人

会長	赤松千壽	委員	瀧本隆
副会長	井上優	委員	田中宏和
委員	安藤由美子	委員	富田壽子
委員	石丸英正	委員	松下桂子
委員	植田義信	委員	松本弘範
委員	岡悦子	委員	三好正博
委員	佐野健藏	委員	渡邊禎
委員	諏訪幸子		

4 欠席委員 なし

5 行政関係者

市民政策部長	岸本泰三	地域振興課長補佐	
市民政策部次長企画課長事務取扱			清谷文孝
	加藤昭彦	地域振興課主任主事	
市民政策部次長地域振興課長事務取扱			吉本喜代丸
	原田典子	企画課企画員	細川保桂

6 事務局

支所長	大 嶋 康 民	支所長補佐	細 谷 正 文
支所長補佐	西 村 雅 彦	管理係	秋 山 政 彦

7 オブザーバー

高松市議会議員 辻 正 雄

8 傍聴者 4人

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選任

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

ア 地域審議会の運営について

イ コミュニティセンターのあり方について

5 その他

6 閉 会

午後2時 開会

会議次第1 開会

○事務局（西村） お待たせをいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから平成19年度第1回高松市香南地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては非常に御多忙のところ、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この地域審議会の会議でございますが、会議に入りますまでの間、本地域審議会の事務局として私、西村が進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香南地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」第7条第7項により、本地域審議会の会議は公開とすることとなっております。

また、傍聴につきましても、本地域審議会協議第9条により傍聴規程を定め、傍聴人の定員を20人とし、傍聴の手順等を定めております。本日の会議につきましても傍聴をいただいておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それから、傍聴人の方々におきましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただき、本地域審議会の審議を妨げることはないよう、よろしくお願いいたします。

本日は、本地域審議会委員の改選後、最初の会議でございますので、お手元の高松市香南地区地域審議会委員名簿に基づきまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

赤松千壽委員さんでございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下、同様。）

安藤由美子委員さんでございます。

石丸英正委員さんでございます。

井上 優委員さんでございます。

植田義信委員さんでございます。

岡 悦子委員さんでございます。

佐野健藏委員さんでございます。

諏訪幸子委員さんでございます。

瀧本 隆委員さんでございます。

田中宏和委員さんでございます。

富田壽子委員さんでございます。

松下桂子委員さんでございます。

松本弘範委員さんでございます。

三好正博委員さんでございます。

渡邊 禎委員さんでございます。

続きまして、高松市の出席者を紹介させていただきます。

市民政策部長の岸本泰三でございます。

市民政策部次長企画課長事務取扱の加藤昭彦でございます。

市民政策部次長地域振興課長事務取扱の原田典子でございます。

最後に、香南支所長の大嶋康民でございます。

以上、今後ともよろしくお願い申し上げます。

会議次第2 会長・副会長の選任

○事務局（西村） これより、会議次第2「会長・副会長の選任」に、移らせていただきます。

なお、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

本地域審議会の会長・副会長の選任につきましては、本地域審議会の協議第6条第1項の規定により「地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。」こととなっております。

まずは、会長の選任でございますが、いかが取り計らいましょうか。

はい、田中委員どうぞ。

○田中委員 田中です。

会長に、赤松委員さんを推薦いたします。

○事務局（西村） ただいま、田中委員さんから、会長に赤松委員さんを推薦するという御発言がございましたが、他に御発言ございませんか。

〔「なし」という声あり。〕

○事務局（西村） 他に御発言がないようでございますので、赤松委員さんに会長をお引き受けいただきたいと思いますが、赤松委員さん、会長をお願いできますでしょうか。

○赤松委員 はい。

○事務局（西村） それでは、赤松委員さんから、会長をお引き受けいただけるとの、お答えをいただきましたのでお諮りいたします。

赤松委員さんを会長として選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり。〕

○事務局（西村） それでは、全会一致により、赤松委員さんが本地域審議会の会長として選任されました。

次に、副会長の選任でございますが、いかが取り計らいましょうか。

はい、田中委員どうぞ。

○田中委員 田中です。

副会長に井上委員さんを推薦いたします。

○事務局（西村） ただいま、田中委員さんから、副会長に井上委員さんを推薦するという御発言がございましたが、他に御発言ございませんか。

〔「なし」という声あり。〕

○事務局（西村） 他に御発言がないようでございますので、井上委員さんに副会長をお引き受けいただきたいと思いますが、井上委員さん、副会長をお願いできますでしょうか。

○井上委員 はい。

○事務局（西村） それでは、井上委員さんから、副会長をお引き受けいただけるとの、お答えをいただきましたのでお諮りいたします。

井上委員さんを副会長として選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり。〕

○事務局（西村） それでは、全会一致により、井上委員さんが本地域審議会の副会長として選任されました。

早速ではございますが、どうぞ赤松会長さん井上副会長さんは、前の席へお移りいただきまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

どうぞ、前の席へお願いいたします。

〔赤松会長・井上副会長が席を移動。〕

○事務局（西村） それでは、最初に赤松会長よろしくお願ひいたします。

○赤松会長 御一同様に、失礼いたします。

先ほどは過分な御推挙をいただき、引き続き香南地区地域審議会の会長をさせていただくこととなりました。正直なところ、光栄に思う反面、私ごとですが一昨年、昨年と相次

ぐ入院と手術などで、健康面が責任の重大さに耐えられるか、果たして皆様の期待に応えることができるかなどの不安が残り、当初の打診以来、受けるべきか否かしばらくは逡巡がありました。しかし、皆さんの御理解や御協力がいただけるものならと、やっと決意したところでございますが、就任に当たり二三の所感などお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

今年も、1月2日に町内各界の有志130人ほどの参加を得て、香南町恒例の賀詞交換会が賑やかに開催されましたが、主催者としての年頭あいさつの中で私は、綾川町に建設が進められている「イオン」のことについて、触れてみました。

それは、国道32号線バイパスがもたらす地域の活性化と社会的影響の例として話したわけですが、香南町が長年望んでやまない城渡橋と河辺橋の間に橋を架ける。東西線（県道三木綾川線バイパスルート）開発への期待とイメージがオーバーラップして、多数の賛同の意見を賜りました。

私は、行政に関わりを持つようになった、20年ほど前から一貫して申していることですが、地方行政はまず道路だということです。確かに、福祉も環境も大事です。しかし、道路は教育と同じくらいとても重要です。

今、世間では道路特定財源、とりわけガソリンの暫定税率が国民的な批判を受けています。確かにガソリンの値上がりは、個人的には誰もが大変辛く思っております。しかしながら、「道路はもういらぬ」という考えにはなりません。東京は、東京オリンピック前に全国から資金を掻き集め、済ましているからもういいでしょう。高松でも、中心部に住んで中心部に勤めていれば、余り不自由は感じないかもしれません。

しかし、香南町には道路、それも太くて立派な道路が必要です。なぜ、東隣の香川町にはスーパーマーケットが何軒もできて、香南町には一つも無いのか。なぜ、西隣の綾川町に「イオン」ができるのか。それは、太くて立派な道があるからです。

少し力が入ってしまいましたが、これは是非この場で、大西高松市長に直接聞いて欲しかったことですが、その旨を必ずお伝え願えればと思います。

私たちの香南町は、合併によって誕生した新高松市の空の玄関の町として、ますます発展を続けなければなりません。そして、市民の英知を結集して、州都にふさわしい成長を続けなければなりません。合併後10年間で、やり遂げなければならない大切な新高松市の建設計画は、この地域審議会の活躍いかにかかっておりまして、東西線（県道三木綾川線バイパスルート）計画は数多い建設計画の中でも、最も重要な地位に置かれている。

しかも、長年の懸案でもあるということ、今一度、再認識しておいていただきたく改めて申しあげておきます。

間もなく、香南校区コミュニティ協議会も設立されますが、ふるさとのまちづくりのために、委員の皆さん共々にごがんばっていただくではありませんか。

先日の辞令交付式後の研修会の席上で、新しく委員になられた5人の方々にはお願いいたしました。再任をされた委員さんもそれぞれ推薦された団体の代表としてではなく、地域全体の審議会委員としての意識を強く持っていただき、そして、微力な会長を支えながら御活躍いただくことを特にお願い申しあげ、長くなりましたが就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○事務局（西村） ありがとうございます。

次に、井上副会長よろしくお願いたします。

○井上副会長 失礼いたします。

ただいまは、引き続いての副会長ということで、御推薦をいただきありがとうございます。早く、引き受けさせていただきたいと思っております。

合併後、あっという間に2年が過ぎて3年目を迎えたわけですが、2年間を振り返ってみますと、総体的に、前向きな回答が市からいただけていないように思っております。

これからの2年間につきましては、合併時に旧高松市と協議をして策定しました建設計画が、「絵に書いた餅」にならないように、会長さんの補佐をしながら、委員共々一生懸命に建設計画が計画通りに進むように努力してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様を始め、高松市当局の御協力をお願い申しあげ、甚だ簡単ではございますが副会長就任のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○事務局（西村） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、注意事項を申しあげます。

本地域審議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので御発言をされる場合には、まず議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますがお手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願い申しあげます。

それでは、赤松会長、これ以後の議事進行をよろしくお願いたします。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により、「会長は、会議の議長となる。」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） それでは、会議次第3「会議録署名委員の指名」に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順にお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、安藤由美子委員さん、石丸英正委員さんのお二人にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第4 議事

(1) 報告事項

ア 地域審議会の運営について

○議長（赤松会長） それでは、会議次第4，議事（1）報告事項，ア「地域審議会の運営について」に移ります。

それでは、説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 失礼いたします。原田でございます。

それでは、地域審議会の運営について、お手元にお配りしております地域審議会の手引きによりまして、地域振興課より御説明申し上げます。

この手引き書は、これまでも審議会の委員の皆様から会議の持ち方についての御意見をいただいたり、行政の方も手探りの状態に対応を進めてまいり中、委員の皆様、また市行政の双方において、本審議会の果たす役割や目的について、その認識を共に共有し、より効果的な会議の運営を目指す、そういうことを目的に、いわば研修資料として昨年5月に作成したものでございます。

以下、資料を御覧いただきながら、お聞き取りをいただければと存じます。

手引き書の1ページを、御覧ください。

1ページには、地域審議会の趣旨・目的、性格、組織について記載しております。

地域審議会は、合併地区の地域住民の方々の意見を市政に反映するため、合併特例法ないしは合併新法に基づきまして、市長の附属機関として、合併時からおおむね10年間に

わたりまして、旧6町の地域ごとに設置されているものでございます。

委員は15人以内で構成し、任期は2年間となっています。

次に、2ページを御覧ください。

地域審議会の役割をイメージ図と併せ、掲載しております。

市長から委嘱を受けた委員の皆様は、建設計画や地域のまちづくりに関することについて、市長からの諮問や意見聴取に応じて審議し、答申や意見具申をすることとなっております。

また、地域のまちづくりに関し、独自に市長に意見を述べるということもできます。

これは、合併後のまちづくりについて、委員の方々の個々の御意見ということもございますが、地域審議会自体が、市民に開かれた、地域の方々と情報共有を行えるような運営を目指しておりますので、地域の声をできるだけ反映しつつ、地域審議会の総意としての意見を取りまとめていただいて、我々の地域はかくあるべきだということを、積極的に市長に、答申なり意見要望として具申していただくものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

もう少し具体的な地域審議会の運営について、説明しております。

定例会につきましては、毎年度2回会長が招集し、開催時期については、年間スケジュール表にございますように、第1回目を6月頃に、第2回目については10月から11月頃にかけて開催しております。

第1回目の議題は、これまでの例で申しますと、建設計画の進捗に係る実施計画事業化に関する地域審議会からの要望でございまして、また、第2回目についてはその要望に対する市の対応方針の説明をいたしてまいりました。

なお、臨時会は、委員総数の3分の1以上の委員から開催請求があったときに、会長が招集できることになっております。

次に、4ページ、5ページ上段にかけてを御覧ください。

ここでは、これまで申しあげたことを踏まえると、地域審議会の役割と行政の関係が大きく3つに分けられるということで、さらに整理しております。

まず、一つの流れとしては、市長が地域審議会へ諮問し、審議会から諮問にこたえて答申するという流れでございます。例えば、建設計画の前期計画分や後期計画分の進捗状況に関して意見を求める場合や、建設計画の変更に関して意見を求める場合が想定されます。

次に、二つ目の流れとして、市長から審議会への意見の聴取というものがあります。例

例えば、まちづくりに関する施策や、市域の計画等の作成の際に、市長が地域審議会の方々に意見を求める場合がございます。

次に、5ページの上段に三つ目の流れとして記載しておりますのが、意見・要望ということで、これは地域審議会から市への働きかけを示してございます。市長からの意見の求めに応じるというものではなく、むしろ地域からまちづくりについての課題を踏まえ、主体的に意見を具申いただくというものでございます。

審議会の運営においては、この市から審議会へ、また、審議会から市へという二つの流れが機能しあうことによって、地域の声や考え方が市政の中に適切に反映されるということにつながるものと考えております。

最後に5ページの下段の、地域審議会の活動の図を御覧ください。

本市としましては、地域審議会の制度を効果的に生かすべく、これまで二つの改善策を実施してまいりました。

一つは、地域審議会の議題の設定に係ることでございます。

これは、地域審議会の議題を設定する際に、建設計画に関することの他に、地域の多様な課題に対する対応や取組などに係る議題を、委員の皆様から、また行政から事前に提案していただくというもので、行政側では、議題の提案を全庁的に各部局に積極的に呼びかけるものとしております。

改善策の今一つは、これまでの地域審議会でも、定例・臨時の地域審議会のほかに、勉強会や検討会を適宜開催していただいているところではありますが、会議の持ち方として、審議会の終了後に自由な意見交換の時間枠を設けまして、その中で率直な意見交換、いわゆるフリートークを行い、委員の皆様方と市職員との意見交換を積極的に行おうとするものでございます。

以上、今後も引き続きこの地域審議会が、合併地区住民の方々の御意見を反映する場として活性化するよう、皆様方との忌憚のない意見交換を行うとともに、御提案等をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました地域審議会の運営について、何か御質問または御意見がございましたら、御発言願います。

はい、石丸委員。

○石丸委員 失礼いたします。

今、地域審議会のあり方について説明をいただいたわけですが、以前にも同じようなことを申しあげたと思いますが、地域審議会の委員の方々は、この地域の中の各種団体の代表の方々でございます。高松市に編入された町ではありますが、委員さんはそれぞれ責任を持たれこの場にいるわけです。

その地域審議会が、意見・答申を市長に行うということになってはいますが、本日は改選後、初めての地域審議会ですので、せめて市長が出席をするべきではなかったものかと思っています。

先ほど、地域審議会から市長へ意見具申という説明がありましたが、そのイメージ図に違和感があります。地域審議会から各関係部局に、それから市長へという流れになっていることが、私なりに過去2年間で感じたことでございます。

そういったことが、良いか悪いか分かりませんが、せめて市長に直接、意見を申しあげる機会も必要でないかと感じています。

次回の地域審議会では、是非とも市長に御臨席いただき、地域審議会の生の声を是非とも聞いていただきたいということを、お願い申しあげ意見といたします。

○議長（赤松会長） 答弁は必要ですか。

○石丸委員 結構です。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

植田委員さん、どうぞ。

○植田委員 植田です。

初めてですので質問しますが、先ほどの市の説明の中で勉強会の開催が出ていましたが、勉強会というものは、地域審議会の後で意見交換というような形式で行われるものですか。

なぜ、このようなことを言ったかと申しますと、この地域審議会は2期目ということで、合併して3年目に入り、非常に大事な時期を迎えているように思います。

今回、新人の委員さんが5人おられますけれども、先日の辞令交付式後に、新人委員5人に対して研修会をしていただきました。時間的なこともあるとは思いますが、総論的な内容であったように思います。建設計画も初めて見せていただきましたが、たくさんの項目があり、新人委員はそれぞれの項目について、どこに問題点があって、これからどのようにしていけば良いか、そういったことが分からないので、できたら6月に地域審議会があるようですので、その前に1回、勉強会を開いてほしいと思います。

地域審議会で、新人委員が市長さんに、要望や自分の考えを言っても、基本的なところで間違っているようなことを言ってしまうと、かえって事業実施が遅れるというようなことになってしまいますので、地域審議会の前に1回、勉強会を設定していただければと思います。

○議長（赤松会長） はい、分かりました。

大嶋支所長、答弁をお願いします。

○事務局（大嶋） 事務局ですけれども、6月の地域審議会の折には、事前に勉強会を開催したいと思っておりますので、是非、御出席をいただいて内容を御理解し、当日に御質問等をしていただきたいと思います。

○議長（赤松会長） はい、植田委員。

○植田委員 すみません。何回も申しあげますが、これから2年間の地域審議会は香南町にとって非常に重要ということで質問しました。

先ほど、会長さんの話にもありましたが、県道三木綾川線バイパスルートについては、香南町にとってどうしても必要な道路であると思っておりますので、延長とか用地買収とかを考えてみますと、ここ1～2年に道筋をつけなければ、この道路は難しいという個人的な考えもありまして、勉強会について聞いてみました。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

少し言葉を挟ませていただきますが、先ほど、冒頭でごあいさつを申しあげましたが、植田委員さんからお話がありましたように、再任された委員さんも新任の委員さんも、今まで取り組んできたことを、もう一度、復習をするという意味でも、是非、そういった勉強会を持たなければならないと考えています。

地域審議会として2期目ですから、合併して実質3年目と4年目の務めをしていくわけでございますので、10年間にしなければならないことの大部分がここに集中してくるようには皆さんも言っていますし、私もそうであると思っています。

そういったことで、勉強会を行い、取り組んでいきたいと思っておりますので、事務局からは6月頃という案もありましたが、皆さんの意見も集約して、できればもう少し早い時期に開催すれば、勉強の成果が出るのではないかというようにも思っております。

なお、市当局のほうからも関連して何か説明があるようですが。

はい、加藤次長。

○加藤市民政策部次長企画課長事務取扱 企画課ですけれども、御説明をいたしました手

引き書の5ページの下の図にも記載していますように、地域審議会の活動の中に、勉強会等の開催というのがあります。まさしく、いま言われたことはこの部分だと思います。

先ほど、御発言がございましたように、建設計画というものがありますし、それについても新しい委員さんについては、まだ私どもから説明をする機会がございませんでしたので、例えばテーマを絞っていただきまして、今回は建設計画について説明をいただきたいということであれば、企画課から御説明に参りますし、あるいは香南町にとっての重要課題について、状況等の説明をしてほしいということでありましたら、テーマを絞っていただきまして勉強会が開催されれば、市から説明にお伺いいたしますので、主体的な地域審議会の活動として、勉強会を開催していただきたいと思っております。

とりあえず、建設計画につきまして御説明をする機会を設けていただければ、企画課より参って御説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

特にないようですので、ア「地域審議会の運営について」は、以上で終わります。

イ コミュニティセンターのあり方について

○議長（赤松会長） 次に、イ「コミュニティセンターのあり方について」に移ります。

それでは、説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 失礼をいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて、地域振興課より御説明をいたします。

お手元の資料は、公民館からコミュニティセンターへという資料になります。

最初のページを開けていただきまして、まずコミュニティセンターとは何かということを書いています。このコミュニティセンターがどういう機能・役割を持っているかということですが、ここに記載されてありますように、本市においては、コミュニティセンターとは様々な地域の課題や問題を、その地域に住む方々が自らの知恵と力で解決をしていこうという、まちづくり活動の拠点施設と捉えております。

こうした考え方の下、基本的なコミュニティセンターの機能を5つに整理しております。一つはまちづくり活動の拠点、二つ目はふれあい交流拠点、三つ目が生涯学習の拠点、四つ目が情報収集・発信拠点、五つ目が市民と行政との協働拠点としております。

本市では、このまちづくり活動の拠点としてのコミュニティセンターを、旧公民館を転

換して整備してまいりました。これまで、旧高松市域においては、35地区全域にコミュニティ協議会が整備されたことを受け、平成18年度より地区公民館41館をコミュニティセンターに転換し、地域コミュニティ協議会に委託するとともに、平成19年度からは指定管理者制度に移行して運営しております。

次のページになります。

合併地区における、コミュニティセンター化の時期と施設ということですが、原則的には旧高松市域にならしまして、公民館を転換することと考えています。従いまして、御当地の香南地区におきましては、香南公民館をコミュニティセンター化の対象施設と考えていきたいと思っております。

公民館からコミュニティセンターへの転換は、地域コミュニティ協議会による施設の管理運営と一体的・同時期に行うことを考えておりますので、地域コミュニティ協議会が設立されて、その活動実績が確認された翌々年度以降としております。

なお、現在の動向ですが、合併地区におきましては、来年度から香川町の川東・東谷公民館がコミュニティセンターとなりまして、川東校区コミュニティ協議会を指定管理者として指定する予定でございます。

次のページにまいります。

次に、コミュニティセンターの管理運営のうち、指定管理者についてですが、指定管理者は市の公の施設の管理を、市に代わって包括的に行うもので、本市では平成19年度よりコミュニティセンターに指定管理者制度を導入し、地域コミュニティ協議会に管理運営を委託し、利用者の立場に立った柔軟で地域ニーズにあった運営を行っていただいております。

次のページにまいります。

コミュニティセンターの管理運営の仕組み①でございますが、市が地域コミュニティ協議会を指定管理者として指名し、管理運営を委託することになるわけですが、その際、外部の第三者機関として「公の施設指定管理者選定委員会」の審査、承認という手続きがございます。

また、地域コミュニティ協議会側でも、管理運営委員会を設置し、公正・公平・効率的な管理運営を行っていただくこととなります。市は指揮・監督をし、協議会は報告・協議を行いながら管理運営を行うこととなります。

次のページにまいります。

次に、管理運営の仕組み②として、職員体制と委託料についてまとめております。

職員体制としては、標準施設で常勤がセンター長1名、主任1名、非常勤として夜間のスタッフ数名となっております。

また、委託料は人件費、維持管理経費、生涯学習関係の経費から成りたっておりまして、人件費は標準施設の場合は約600万円、維持管理経費は光熱水費等の管理経費になりますが、実績に基づきまして約200万円、それから生涯学習関係の委託料としては講師謝金等の約50万円が内訳となっております。

次に、委託後のコミュニティセンターの事務としては、施設管理に係る各種管理業務のほか、最初に申しあげましたコミュニティセンターの5つ機能の実現に向けた、ソフト部分の運営を行っていただくこととなります。

また、それぞれの地域の地域コミュニティ協議会との協議や契約等によりまして、コミュニティ協議会の事務局としての業務も併せて担っている協議会も多くありますが、それぞれの協議会の工夫によりまして、効果的なセンターの運営を行っていただくこととなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました、「コミュニティセンターのあり方について」、何か御質問または御意見がございましたら、御発言願います。

はい、渡邊委員さん、お願いします。

○渡邊委員 渡邊でございます。

コミュニティセンターに、指定管理者ができるまでの補助金が20万円程度では、人件費等も不足すると思います。

それから、連合自治会であれば、行政の支援があるようですが、コミュニティ協議会には行政の支援は無いようですが、そういった点について御説明をお願いします。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

コミュニティ協議会への支援については、先ほど言われたように年間20万円、これはコミュニティ協議会が立ち上がり、それから活動が軌道に乗るまでの活動支援費として、毎年20万円を2年間お渡しすることとなっております。

その後、引き続き3年間は、「地域プラン」と言いまして、地域の実施計画的なものを作る支援として20万円を3年間にわたりお渡しし、活動を側面的に支援するというように

なっております。もちろん、20万円ですから専従スタッフさんとかの人的費には難しいですし、事業補助ということですので、基本的には事業の助成という内容になっていきますので、人的費的な使用はできないことになっていきます。

ただし、コミュニティ協議会の活動支援をする方策としましては、補助金の一元化を進めておまして、今まで、それぞれの各種団体がそれぞれの所管課から個別に交付されていた補助金を、一元化することを進めておます。

平成19年度に3つの事業を一元化しまして、来年度に向けては5つの事業を一元化します。また、選択性で一元化する事業も来年度は6つほどありますので、そういった一元化した補助金を地域コミュニティ協議会が一括して受けとって、その経費をいろいろな地域の活動に、裁量権を発揮して皆さんで民主的に相談して、どのような事業をしていくということを決めていただく。そういったことによって、活動ができるのではないかと考えておます。

来年度の補助金要綱はまだできておりませんが、今年度の補助金要綱によると、まちづくり交付金という交付金の全体の2割までは、運営補助といいますか事務局経費として活用できる仕組みになっておまして、来年度もそういう仕組みを取り入れていきたいと考えておますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

渡邊委員さん、お分かりになりましたか。

はい、井上副会長。

○井上副会長 井上です。

平成19年度については把握していますが、来年度の交付要綱については、いつごろ決定し、お知らせがあるのですか。

○議長（赤松会長） はい、原田次長。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

3月の中旬くらいまでには決定し、お知らせしなければならないと思っております。

4月から執行するものなので、現在、作成を進めているところであります。

○議長（赤松会長） 井上委員。

○井上副会長 井上です。

それだと、香南地区の設立準備委員会が、現在、作成している予算編成に支障を来す状態になりますが、もう少し早い段階で決定いただけないでしょうか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

来年度の補助金交付要綱については、継続性がなく来年度からとしていますので、4月1日発効ということで、4月1日以降に、地域の方でそれに基づいて配分していただくこととなります。

3月末に市議会定例会で、来年度予算が確定いたしますので、それをもって配分のルールとかを盛り込んでいくのが正式ですので、それまでも準備は進めていますが、来年度4月1日に効力を発効ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤松会長） 田中委員さん。

○田中委員 田中です。

井上副会長が言われているのは、香南地区の設立準備委員会では、3月中に設立し4月1日からは活動ができるように準備を進めていますので、予算を組むのに3月中旬では遅いのではないかとこの質問です。

もう一点、私からの質問ですが、指定管理者に移行していくのは、コミュニティ協議会が設立して1年間の実績を踏まえて行われるということですが、今年の4月から活動を始めた場合でも、年度途中での移行はできないでしょうか。

渡邊委員さんからも、予算の段階で、この間の事務費について苦慮しており、事務局経費の問題についてお尋ねしているように思いました。

また、私は1年間と言わず半年間くらいの経過を踏まえて、移行ができないかについてお聞きしたいと思います。

○議長（赤松会長） お願いします。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

最初の質問のまちづくり交付金については、予算の内容が決定した内容に照らし合わせて全体的な要綱を作成しまして、4月1日と言わずにできるだけ早くコミュニティ協議会なり、自治会などを通して地域側にお示しすることとなると思いますが、3月以降のいずれかの段階になると思いますので、よろしく願いいたします。

また、年度途中の指定管理者への移行につきましては、そのような御意見があるところもあり、いろいろ検討もしました。

その結果、一つには現在、直営で運営している施設がありまして、指定管理者となると委託ということになりますが、その時に人員の関係で市の職員を異動させるということが

でできますので、人事課では人員配置の面からも、年度の区切りで移動するということがありますことと、いま一つには、先ほども触れましたが、外部の審査委員会を通す日程が、ある程度年間で決まっております、審査機関の決まっていることありまして、現在は年度始めの年度の区切りごとの指定管理者制度の移行で、お願いしていきたいと考えております。

外部審査委員会での決定・承認もありますし、市議会の議決もいただかないといけませんので、その手続きだけでも半年以上のプロセスがございます、そういったこともあり半年でのサイクルは組みにくいというところを御理解いただければと思います。

○議長（赤松会長） はい、ありがとうございました。

関連してなくても結構ですので、他に御質問はありませんか。

はい、植田委員。

○植田委員 植田です。

3点、お伺いします。

1点目は、今回、指定管理となるのは香南公民館ということですが、香南町内には公の施設が他にもありますが、そういった公の施設についても、将来、指定管理者制度が適用されるのですか。

2点目は、指定管理となった以降、市から約850万円の委託料が出るということですが、コミュニティ協議会では、この予算の範囲内で支出していくので赤字が出ることはないと思いますが、万が一、収入で支出が賄えない場合は、市が補填をするというお考えはありますか。

3点目は、指定管理者制度というものは、民間のノウハウを活用して行政も経費が削減でき、そして利用者にとってはサービスが向上するということが、制度の目的ではないかと思いますが、この制度の導入により利用者にとってはどんなサービスが向上するのでしょうか。

○議長（赤松会長） 順次、お答え願います。

はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

1点目の、香南町地域にある公の施設に、指定管理者が導入されるかどうかにつきましては、現在、公の施設の管理運営につきましては、直営で市が直接運営をするか指定管理者制度を導入するかの、二つに一つの制度となっております、それぞれの所管課が直営

でいくほうが好ましい場合は直営にしていると思いますが、基本的にはできるだけメリットがあれば、市の方針として指定管理者制度に移行できるものについては、移行することになっていると思います。

○議長（赤松会長） はい、植田委員。

○植田委員 植田です。

市内41施設の指定管理者制度を導入しているのは、すべて公民館だけですか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

地域振興課の所管でお話をさせていただいているのは、市内に41あった公民館をコミュニティセンターにする際に、平成19年度から指定管理者制度を導入しているということで、他の公の施設、スポーツ施設や文化施設もありますので、それぞれに導入している施設も多くあります。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○加藤市民政策部次長企画課長事務取扱 香南町でも、町時代から香南楽湯や香南アグリームが指定管理者となっています。

指定管理者を指定するときは、広く公募をするか非公募か二通りがありますが、基本的には公募を行う。理由があれば非公募とするということですが、香南楽湯と香南アグリームについては当初は非公募ですが、これも3年間という期間があり、平成20年度で終了しますので、その時はどうするかということを考えなくてはなりません。

実際に、指定管理者で運営をしている施設はいくつかあります。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

補足しますと、コミュニティセンターの場合は、非公募で指定管理者制度を導入しております。

○議長（赤松会長） はい、植田委員。

○植田委員 質問の2点目ですが、委託料を約850万円いただいて、適性に執行したにも関わらず、実際には支出の方で維持修繕費に大きな経費が必要であった場合などは、市の方で委託料を補填していただけるとはと思いますが、そういったことで質問いたしました。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

説明不足でございましたが、委託料は、人件費と維持管理経費と生涯学習関係の経費で構成されていると申しましたが、維持管理経費で記載しております維持修繕費というのは微細なもののごとであり、大きな工事とか大きな修繕につきましては、現在、直営で予算を持っておりますので、コミュニティセンター側からの要望とか報告に基づきまして、予算の範囲内で緊急度の高いものから、市が直営で対応しています。

今までの事例でも、この委託料が不足したというような事例はございませんので、それほど大きく変動しないものの構成で委託料を積み上げていますので、大丈夫だと思います。

3点目は、指定管理者による利用者サービスが、どのように拡大するのかというような御質問でしたでしょうか。

○議長（赤松会長） はい、植田委員。

○植田委員 3点目の質問は、指定管理者となった場合に、使用する人の利便性が向上するというようなことについてです。

現状の市役所が行っているよりは、民間に委託して民間のノウハウで行った方が良いということだろうと思いますが、コミュニティ協議会が運営することによって、どのような利便性の向上があるかお聞きします。

○議長（赤松会長） はい、地域振興課。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

大きく言えば、公民館という性格の施設が、コミュニティセンターという性格の施設になることによりまして、公民館は社会教育法で定められた生涯学習施設ということで、営利企業等の利用については厳しく制限されております。

コミュニティセンターは、地域のまちづくりの拠点施設ということで、地域にあるいろいろな商工会だとか、農業・漁業関係の方々とか、地域の活性化を図るような関係機関の方が協働して利用するようなことがしやすくなっています。

地域コミュニティ協議会が、地域サービスを少しビジネス的に行うようなことを考えた場合でも、このコミュニティセンターで引き続き検討していただけるなど、活動の広がりが、その施設の中で対応できるというようなことが一つ言えると思います。

また、地域の方々が自分たちの施設を管理するというごこと、どの施設でもそうですが、掃除とかフローの手入れが非常にていねいになり、自分たちとかボランティアさんがローテーションを組んで行っているとか、自分たちで施設を守るというごこと、本当にきれいに使っていただいたりしています。そういった意味では施設の維持に効果的ですし、ま

た、毎月行う掃除を自分たちで行うことにより清掃料金を節約し、その経費を他の事業を拡充しようというような裁量も地域側でできますので、そういった意味での効率的な運営ができるところがメリットだと考えています。

○議長（赤松会長） 植田委員、いいですか。

○植田委員 良く分かりました。

○議長（赤松会長） 井上副会長。

○井上副会長 先ほど、渡邊委員さんからお話がありましたが、連合自治会の事務局は支所の職員がしていると思いますが、いかがですか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課です。

事務局支援という立場で、お手伝いをさせていただいております。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○井上副会長 コミュニティ協議会は、現在、設立準備委員会で検討しており、田中委員さんが設立準備委員会の会長をされています。コミュニティセンターに移行すれば給料も出せるということですが、移行するまでの期間について、支所の職員等は設立準備委員会の折にアドバイスはしてくれていますが、事務局は持っていません。

そうすると、本年4月にコミュニティ協議会を設立して、事業を進めていくために事務局の職員が必要ですが、先ほど、20万円の活動支援費のお話がありましたが、人件費には使用できないというようなことを非常に心配しています。

○議長（赤松会長） 松下委員、関連してのお話ですか。

○松下委員 はい、そうです。

○議長（赤松会長） 松下委員、どうぞ。

○松下委員 松下です。

渡邊委員さんが言われたのは、コミュニティ協議会は本年4月に設立されるので、活動は行います。

しかし、コミュニティセンターの管理運営が始動するまでの期間が、どうなるのか心配だということなのです。その間の期間には、20万円だけの支援では人件費も出ないのではないですかというような質問だと把握していますが、設立してコミュニティセンターに移行する期間中には、どれくらいの経費が必要になってきますか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長地域振興課長事務取扱 コミュニティセンターとコミュニティ協議会が重複しているようですが、コミュニティ協議会は住民側の組織であると思っています。そのコミュニティ協議会の運営とか事務局は、基本的には住民側で行っていただきます。

もちろん、自治会も同じですが、現在は今までの経緯の中から職員が支援をしています。職員は、少し会議室をお貸しするお手伝いをしたり、事業があるときにお手伝いに行ったり、それから事務をお手伝いしていることもあるかもしれませんが、基本的にはそれぞれの各種団体は自立をしていただき、事務局的な機能や活動の計画作成については、独自の活動であると整理をしております。

コミュニティ協議会についても、徐々にそうしていただきたいということで、団体の性格とか経緯によって違いがありますが、それぞれの団体の方で事務局を行っていただくように思っており、その自立した団体がまとまり、ネットワーク組織として大きく括ったものがコミュニティ協議会という住民側の組織となります。そして、その中に企画委員会とか部会とか作っていただくようにアドバイスしています。

コミュニティ協議会は、あくまで住民側の組織構成であるというふうに考えておりました。そこにコミュニティセンターを委託しますが、コミュニティセンターは公の施設であり、市のものであり、市民のものでありますから、その管理運営をする方の委託料を市がお支払いするのであって、コミュニティ協議会の事務をするための委託料ではございません。

従いまして、コミュニティ協議会の人件費ということでの整理はしていませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

委員さんが心配しているのは、コミュニティ協議会を設立しても、コミュニティセンターに移行するのに1年かかる。その間、20万円の活動支援金では足りないではないか。コピーや印刷等の経費もかかるというような、お話だと思います。

突然ですが、辻市議会議員さん、合併の経緯や議員活動等の中で、先ほどからのお話について何かアドバイスをいただければと思いますが。

はい、先に岸本部長さんお願いします。

○岸本市民政策部長 いろいろ御意見をいただいておりますが、コミュニティ協議会という団体とコミュニティセンターを切り離して整理してみます。

コミュニティ協議会を運営していくのは、住民団体と考えておりまして、それに対して

の支援は行います。ただし、事務局を持ってということは想定していませんので、御理解をいただきたいと思います。

これは、連合自治会も同じであり、事務局は住民側にあり行政側ではありませんが、それに対する支援は当然しています。

そういったことが、住民組織の自立化につながっていくものと思います。

高松市では、コミュニティ施策を平成14年から行っており、市内の35地区、41箇所が何とか前へ向いて進んでいます。確かに過渡期でございますので、旧高松市の中でもいろいろな不満等がありますが、それを乗り越えていかなければならないと考えています。

それから、地域ごとに温度差というようなものはあると思いますから、熟度ができた段階で次のステップ、熟度ができた段階で次のステップと考えています。

長い目で、十分じっくりと構えていただくことは結構でございます。

○議長（赤松会長） 部長さんからの説明もありましたが、辻市議会議員、お願いします。

○辻市議会議員（オブザーバー） 合併地区のコミュニティについては、今後、重要な時期を迎えます。

心配しているのは、コミュニティとはこうあるべきだというように、最初から完全なものを作ろうとすると無理があるように思います。例えば、香南町であれば文化祭やボンフエスティバル等の主要な行事を、どのように推進するかというようなところからスタートし、徐々に行事の拡大につなげ、完全なものにしてほしいと思います。

コミュニティセンター化の段階で、約850万円の委託料により雇用も行い、特色ある地域活動ができるようになると思います。

先進地を視察して、最初は小さい公園を作ることから始め、今は洗練されたコミュニティができたところも見せていただきましたが、取り組みやすいところからスタートすることが、一番の近道であると私自身は思っています。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

問題点が錯綜しているようですが、本日は地域審議会の臨時会でございますので、臨時案件が中心であったわけですが、コミュニティの関係で時間が延びているようです。

このコミュニティについては、皆が共通理解の下に協議ができるように、先ほど植田委員さんからも提案がありましたが、今後、別の機会を持ちますので、その中で地域振興課より、御教示いただきたいと思います。

はい、岸本部長。

○岸本市民政策部長 今回、コミュニティ協議会なりコミュニティセンターについては、旧市内でどういった動きをしているのか、御披露しておいたほうがいいと思ってお話をさせていただきます。

コミュニティ協議会の立ち上げから、どのように活動していけばいいのか、コミュニティセンターとはどのように考えているのかというようなことについては、別途、勉強会を開催させていただいて、会長が言われるように、納得していただかないと前に向いて進めないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤松会長） 他の委員さんは、よろしいでしょうか。

はい、瀧本委員。

○瀧本委員 コミュニティセンターの目的・趣旨については、「自分たちの町を、自分たちの力を合わせ、知恵を出し合って良きものにしていく。」ということに、反対する人はいないと思います。

ただし、指定管理者制度が導入され、コミュニティセンターの管理運営の仕組み③に記載されている、コミュニティセンターの業務については、コミュニティ協議会に配置された職員が処理していかなければなりません。

また、その下側のコミュニティ協議会の事務局としての事務という部分もあります。

これは、各町の各団体が組織した協議会です。コミュニティセンターを中心にして、いろいろな活動を行うのは、実際にはコミュニティ協議会で決定したことを各団体なり、あるいは協議会で協議して、連携して実施していくというような形になるように思います。

問題点は、コミュニティ協議会は各種団体が集まっていますが、その団体の世話をしている方はほとんどボランティアであります。県の調査によると、ボランティア活動あるいはNPO活動については、現に経験のある方は2割程度しかいないという結果が出ています。要するに、ネックになるのは実際に団体で活動する方が、意欲は持っているけれども、実際にボランティア経験がない人がやらなければならない。

従って、施設の管理運営については雇用した職員が実施しますが、コミュニティ協議会の支援については、お手伝いはするが予算は付かないということですので、その点が前へ向いて進まない原因となっています。組織はできても、休眠状態というようなことが起こらないかという、懸念を持っております。

高松市長は、新しい総合計画の中で協働ということ、施策の中で重点的に出されています。

行政と住民との協働がどのような形で実現するのか、その部分がうまく結ばないと、このコミュニティセンターあるいはコミュニティ協議会が、円滑にあるいは発展的に進まないように思いますので、そういったことも考慮して進めていただきたいと思います。

○議長（赤松会長） ただいまのことについては、お答えがありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○岸本市民政策部長 このことについても勉強会でということですが、要するに「人・物・金」ということで考えた場合、コミュニティ協議会というのが組織であり、人を作っていくということになります。地域づくりをしていく人を作っていくということになるのが、コミュニティ協議会だと思います。

それには活動拠点が必要であるということで、建物ということでコミュニティセンターを考えました。そして、地域の拠点として公民館が一番良いだろうと考え、その公民館をコミュニティセンター化し、コミュニティ協議会にお任せすることにより、まちづくりが進むだろうと考えました。

ところが、公の施設の管理方法として、以前は管理委託という方法がありましたが、平成15年9月から直営か指定管理者制度の二者択一になりました。直営ですと現在の状態ですが、地域にお任せするのであれば指定管理にするしかないわけです。

指定管理とした場合、指定管理の管理料として計算を行い、この程度になりますよとお示ししたのが今回の資料です。センター長が、月額177,400円でなければならないというような考えではございません。この内容で計算すれば、このくらいの委託料をお渡しすることができるから、地域コミュニティ協議会で、管理する方を雇用してくださいというようなことです。選考についてもコミュニティ協議会が行い、決定すればその方に管理をお願いするというようなこととなりますが、公募するのが普通です。

そして、次にコミュニティビジネスという話になっていきます。

先ほどありました、掃除については我々が行う。そうすることによって、掃除の委託料が残る。庭の剪定作業も自分たちで行うと剪定委託料も残る。委託料が残ったものは、全部、コミュニティ協議会にお渡しすると、当初は考えました。

ところが、コミュニティ協議会が指定管理を受けると、法人税の対象となります。そうすると、委託料を精算せざるを得ません。精算するということは、自分たちで節約したものを全部返していただくようになります。翌年度に、何らかの交付金としてお渡しするというようなことを考えていますが、そういったことが、コミュニティ協議会がコミュニテ

ィセンターの指定管理者となっていくということです。

もう1点が、補助金の統合ということで、今までは「この事業はこのように使用してください」というようなお願いをしていましたが、香南地区はこの事業に使用するというようなことを、自分たちで決めていくのがコミュニティプランであり、「香南町はこういったことをする」というようなことを、考えていただくことを期待しています。

○議長（赤松会長） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

特にないようですので、イ「コミュニティセンターのあり方について」は、以上で終わります。

なお、先ほどお約束したように、勉強会を開催するため、事務局と調整をしてみます。

会議次第5 その他

○議長（赤松会長） 次に、会議次第5「その他」であります。事務局の方で何かございませんか。

○事務局（大嶋） 事務局からは、ございません。

○議長（赤松会長） 委員さんからは、ございませんか。

オブザーバーの辻市議会議員、何かございませんか。

○辻市議会議員（オブザーバー） 5人の新しい委員さんが地域審議会委員になりました。地域審議会委員は非常に重要な役割を持っています。香南町全体の代表として、合併時に作成した建設計画等の推進に、御協力をよろしく申し上げます。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

他にないようでございますので、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

会議次第6 閉会

○議長（赤松会長） 皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、また、円滑な進行に御協力頂き、誠にありがとうございました。

これもちまして、「平成19年度第1回高松市香南地区地域審議会臨時会」を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

午後3時30分 閉会

会議録署名委員

委員

安藤 由美子 

委員

石丸 英正 



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」